

静岡県立農林環境専門職大学図書館規程

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡県立農林環境専門職大学学則第5条及び静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学則第5条の規定に基づき、静岡県立農林環境専門職大学図書館（以下「図書館」という。）の組織等について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 図書館は、図書館資料の収集、整理、保存、閲覧及び調査等の業務を行い、静岡県立農林環境専門職大学及び静岡県立農林環境専門職大学短期大学部の教職員、学生等の調査研究及び教育に資することを目的とする。

2 図書館資料（第7条及び第8条において「資料」という。）とは、図書、記録、視聴覚資料その他教育及び研究に必要な資料をいう。

(図書館の職制)

第3条 図書館に館長を置き、教授をもってこれに充てる。

2 前項のほか司書を置く。

3 学長は、前2項のほか必要な職を置くことができる。

(職務)

第4条 館長は、図書館に関することを統括する。

2 所属職員は、館長の命を受けて、分担事務を処理する。

(分担事務)

第5条 職員の分担事務は、館長が定める。

(委員会)

第6条 図書館に関する重要事項は、静岡県立農林環境専門職大学総務委員会（以下「委員会」という。）にて審議する。

2 委員会に関する規程は、別に定める。

(資料の寄贈、寄託)

第7条 図書館は、資料の寄贈、寄託を受けることができる。

(資料の閲覧、貸出)

第8条 資料の閲覧、貸出に関する規程は、別に定める。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議会の議を経て行う。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。